

議会議員政治倫理審査会 第2回議事録（要点整理）

開催日時	令和4年7月25日（木）午前9時55分～午前11時35分
場 所	潟上市役所 常任委員会室3
案 件	（1）審査の進め方について
出席者	<ul style="list-style-type: none"> ・鈴木壮二委員・堀井克見委員・伊勢潤委員 ・藤原仁美副委員長・中川光博委員長 ・請求議員 佐藤義久議員、菅原秀雄議員、石井和人議員 ・議会事務局長・議会事務局次長
記録者	議会事務局主査
<p>【会議記録】</p> <p>○中川委員長 おはようございます。初めに西村武委員の辞任に伴い伊勢潤委員が新たに就任し、本日の会議から出席していますので報告します。 それでは、出席委員は定足数に達していますので、ただいまから政治倫理審査会を開会します。 本日の案件は、前回の審査会で各委員から意見がありましたように、本件の審査請求に至った理由を政治倫理条例第9条第3項に基づき、審査請求者から詳細に伺うことにしていたので、それを中心に進めます。 その前に意見を伺います。4人一緒に入ってもらい1人ずつ意見を述べてもらうか、1人ごとに質問をするか、その進め方はどうしますか。</p> <p>○鈴木委員 4人一緒に入ってもらうことで良いと思います。</p> <p>○中川委員長 では、4人一緒に入ってもらい審査をします。1人ずつ話を聞いて質疑をするのか、4人の話を聞いてから質疑をするのかについてはどうしますか。</p> <p>○藤原副委員長 請求者4名の中から代表して伺うこととしてはどうですか。</p> <p>○堀井委員 そのように進めて、委員長または委員が聞くとスムーズではないですか。</p> <p>○中川委員長 わかりました。そのように進めますので入室していただいでください。 ～請求者入室～</p>	

○中川委員長

今日は、倫理審査会にお越しいただきありがとうございます。倫理条例第9条第3項に「審査会は、審査のため必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、その意見を聞き、また委員以外のものから資料の提出を求めることができる」とありますので、これに基づき案内しました。

提出された審査請求書の疑義の内容に、対象議員は倫理条例第13条に反しているのではないかと指摘があり、本件の審査請求に至った理由をお聞きし、また質疑をして本質的な課題を探るべきかと思いお願いしたところです。

どなたか代表してお聞きできればと思います。

○佐藤義久議員

事前に4人で協議した内容を資料にまとめていますので配布願います。

～休憩～

○中川委員長

会議を再開します。代表の方から説明をお願いします。

○石井和人議員

大きく3点にまとめました。1点目は政治倫理条例について、2点目はこれまでの審査会のこと、3点目が審査請求についてです。

1点目の政治倫理条例第13条です。議員は、議員又は議員の配偶者、1親等内の血族若しくは同居の親族が実質的に経営に携わっている企業(以下「関係私企業」という。)に対し、市との工事請負契約(実質的に元請負と異なる下請負を含む。)、業務委託契約及び物品購入契約(以下「請負契約等」という。)の締結については、関係私企業の就職の制限を規定している地方自治法第92条の2の趣旨に従い、市民に疑惑の念を生じさせないため、これを辞退するよう努めなければならない。ただし、災害等で緊急を要するとき、又は請負契約等の締結を辞退することにより、市の行政執行に著しい支障がある場合を除く。

2.「これまでの審査会の要旨」(1)災害級の豪雪となつてからの業者委託では速やかに対応できず市民生活に支障をきたす。(2)平時の除雪を委託していることによつて災害級の豪雪のときに速やかな対応ができて市民生活の安全を確保できる。これを理由として「平時の除雪も災害に準ずる」と定義する。(3)市内の除雪業者が不足しており関係企業に委託しないと除雪が出来ない市の事情(除雪体制の問題点)がある。過去の審査会では、以上のことから、関係企業の除雪請負は災害に準ずるものへの対応であり13条のただし書きに該当するため条例に違反しない。ただし、市の除雪体制には業者(オペレーター)数の確保などの諸課題を抱えていることが判明したので、早急に当局の対応をお願いすると共に政治倫理条例の主旨を当局も十分に理解いただき、今後は対応願いたいと意見を付して報告のまとめとしている。

3.「審査請求の趣旨」政治倫理条例第13条のただし書きに、関係企業の除雪請負

は該当しない。よって条例に抵触する違反行為だと考える。我々4名の請求者は、過去の審査会での結果を十分に精査した上で、関係企業の除雪は条例13条のただし書には該当せず、条例違反の嫌疑が晴れないことから請求したものであります。また、内容には一部当局の除雪体制の検証も含まれていますが、審査の重要ポイントでありますので、確実な聞き取り検証をお願いするものであり、結果によっては審査報告には当局への再度の条例の趣旨の理解及び協力要請並びに今後の除雪体制について具体的な行動要請を付してくださるようお願いするものであります。①（災害発生時の市の体制、マニュアル等の確認・検証）災害級の大雪の時には早急に対応できず市民生活に支障をきたすことを理由としている。しかし、大雪（豪雪）に限らず風水害や地震などの災害発生に備えて、あらかじめ市で災害発生時の対応マニュアルを作成しておくのは当然であり、その中で、緊急（災害発生）時に対応していただく業者とあらかじめ市で契約あるいは覚え書き、協定書等を交わしておき、発生時にはその内容どおりに対応すれば、何ら問題は無いはずである。②（平時から契約することの妥当性、災害及び災害に準ずるの定義の確認・検証）災害級の大雪発生の予報が出た段階で速やかに対応業者に連絡し対応できる体制を整えれば良いだけであって、平時から（災害発生前）範囲を広げて契約しておく必要はない。平時の除雪までを災害に準ずるとする解釈は拡大解釈であり、ただし書には全く該当しない。そもそも「災害に準ずる」の定義が不明確であり条例にも規定がない。いかようにでも解釈できるあいまいなものである。除排雪作業は、市一般会計予算の歳出のうち「災害復旧費」ではなく、「土木費」から支出されていること。市と業者の間の除排雪作業業務委託契約の締結は、毎年6月から半年をかけて計画的に行われていることからすれば、本件契約の締結が「災害等で緊急を要する時」に該当するとはいえない。③（市の除雪体制の確認・検証）業者が不足しており除雪体制に支障が生じているとしているが、具体的な数字などの検証がこれまでの審査会で全くされておらず信憑性にかけるものである。④（審査報告を受けての市の具体的な対応の確認・検証）これまでの審査会の付帯意見を市当局が真摯に受け止め対応していたか疑問であり検証が必要である。対応していたならば、令和3年度の関係企業との委託契約は発生しないはずである。⑤（対象議員の対応、議員としての対応の妥当性の確認・検証）これまでの審査会の結果を対象議員が真摯に受け止め対応していたか疑問である。特に対象議員は、審査会の報告書を議長職として受け取っており、その後、市当局への付帯意見を伝えてその協力要請をする義務があるが、実際に行ったのか不明である。更には、報告書の内容を精査して議会全体で今後の対応等の協議も行っていない。審査請求者に対して民事訴訟を起こすなど議員として、議長として審査報告を真摯に受け止め具体的な対応をしたのか疑問であり、聞き取り調査・検証が必要である。以上です。

○中川委員長

他の方から追加がありましたら話してください。その後に質疑を行います。

○菅原秀雄議員

我々の知り得る範囲では、前年度まで除雪請負契約業者が市内で52社と聞いてい

ます。その中で、関係企業が辞退しても市の行政執行に著しい支障が出るとは考えにくいということを付け加えたいと思います。また、9条3項により我々は招集されましたが、対象議員からも意見を聞いてもらいたいと思います。更に、ただし書きは非常に曖昧で、災害に準ずるとか行政執行に支障が出るのか、52分の1がどこまで行政執行に著しい損害をきたすのか、そこも含めて市からも聞いていただきたいと思います。私は9条3項の規定は対象議員を招集したり、弁明、資料を請求できる、召喚できるものだと思っていました。当人以外も含まると受け取ったので確認したいと思います。

○中川委員長

ただいまの確認については、審査会で必要な場合は審査に関係する委員以外のすべての方々或いは団体を指すと解釈しています。

○鈴木委員

④について、審査報告を受けての市の具体的な対応の確認・検証の文章はこれで良いのですか。

○菅原秀雄議員

これで良いと思い書きました。

○鈴木委員

意見書④の後段で、対応していたならば令和3年度の関係企業の委託契約は発生しないはずであるということは、当該業者を外すことですか。

○菅原秀雄議員

関係企業に発注しなくても良いと思います。

○鈴木委員

発注しないということで良いですね。

○菅原秀雄議員

関係企業は登録しないことが当然ではないのですか。議長から行政に対して審査結果を報告しなければならないとありますが、私としては議事録をそのまま行政側に報告しているとすれば、それを見た市の対応は3年度の関係企業との契約は無かったのではないかと、報告はしっかりすべきだと捉えています。

○鈴木委員

この文面は、市が契約すべきではないとしていますが、法律に違反するとは考えませんでしたか。

○菅原秀雄議員

何の法律か分かりませんが、そこまでは考えていません。あくまでも意見です。報告の中身が本当に100%報告されているのかも信憑性に欠けるということです。だから法律の問題ではなく、それも全部検証して欲しいのです。

○中川委員長

先程の質問で、法律に違反しないかとの指摘がありましたが、どの法律に違反するのか説明をお願いします。

○鈴木委員

52社の中から1社を外すことは、独占禁止法に抵触するのではないですか。

○中川委員長

独占禁止法に抵触するのではないかとのことですか。

○藤原副委員長

今のことに関して、当局にも確認すべきことではないかと思います。

○菅原秀雄議員

なぜ、意見書の3の④に至ったかが問題で、倫理条例に違反しているのではないかということです。関係私企業が対象議員の親族や一親等の場合は、市から仕事を取らないよう努力するとあるので、④の市の対応は関係私企業だと分かっていたら見合わせるのではないかと考えます。

○佐藤義久議員

補足すれば、議員は請負を慎まなければならないと明確にあるので、これを厳守すれば今の発言のような発注も受注もなかったのではないかと思います。

○中川委員長

13条の、「これを辞退するよう努めなければならない」の部分ですね。

○佐藤義久議員

13条に限定されたが、5条にも地方自治法第92条の2の規定による、準ずる者として支配人及び清算人たることができないと限定しているので、倫理条例の各条項を厳守することになっているのです。これら全部を照らし合わせて審査していただきたいと冒頭から話しているとおりです。

○鈴木委員

92条の2の主として同一の行為をする法人の意味を理解した方が良いのではないですか。

○中川委員長

暫時休憩します。(事務局が地方自治法第 92 条の 2 の資料を準備、配布。)

～休憩～

○中川委員長

会議を再開します。

○藤原副委員長

過去の資料を見ると同じようなやりとりがされていて、何度も結論は出ているはずなのに何故このようなことになるのか疑問です。先程の話も当局に確認しなければいけないのですが、どうして同じような議論が出てくると思われますか。

○菅原秀雄議員

今まで過去 3 回とも同じようなことをして結果は出ているのに、なぜ 4 回目かこのことですが、我々の意見がどこまでとおっているのか全く分かりません。もう一つは、当時の議事録を見ると、対象議員が資料請求されているにも関わらず提出したことがないのに、審査会では審査請求側の資料不足だと言われています。審査会がどのように審査をしてあのような結果が出ているのか少し疑問でした。倫理条例のただし書きを言い訳にしているような審査結果に感じるのです。もっと慎重に審査して欲しいと思います。我々を招致したのであれば、公平平等に対象議員、発注側の潟上市も同じように審査をしていただきたいと思います。

○中川委員長

ただ今の質問に対して 3 つほど意見をいただきましたが、他にありませんか。

○石井和人議員

今のことに付け加えて、災害に関して具体的な記載がないので、このただし書きの曖昧さになっていると感じました。

○佐藤議員

前回、私は審査会の委員でした。災害の論が一つもない。防災計画の中に 70 センチ降れば屋根の雪下ろしを推奨するとの文言だけがありますが、災害として認定すべき雪の深さを限定すればはっきりするものと思います。

我々が訴えているのは、議員が請負をしてはならないとの条項だけの問題です。議員たる者は慎まなければならないと認識していればということです。

○中川委員長

暫時休憩します。休憩後に法第 92 条の 2 について、必要であれば質疑も含めて議論を進めたいと思います。

～休憩～

○中川委員長

会議を再開します。法第 92 条の 2 の内容は、「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。」となっています。同一の行為をする法人について、鈴木委員はどのように解釈しているか説明をお願いします。

○鈴木委員

資料の四の意義に記載があるとおりに、当該業者が市から仕事を請け負っていると仮定し、その業務の主要部分を占めているものと解釈しています。

○中川委員長

もう一度、なぜこのようなことが続くのかという質疑ですが、今までお話をされた以外でありますか。

○菅原秀雄議員

何回も提出されていると言いましたが、この倫理条例がある限り続くと思います。条例を改正しない限りはついて回ると思います。

○中川委員長

今の意見は、そこが根幹だと話されたとの受けとめ方で良いですね。

○菅原秀雄議員

はい。

○堀井委員

13 条には地方自治法第 92 条の 2 の趣旨に従いとあり、資料 1 ページの後段に「本条による禁止の制度が設けられたのは、これらの行為が、当該普通公共団体と議員である者との間に継続的な利害関係を発生させることになるだけに、これらの行為を放任すると、議員の職務が公正に行われなくなるおそれがあるからである。」とあります。潟上市議会では、市民に疑惑の念を生じさせないよう条例を自主的に制定したもので、これに従うよう請求されたのだと思います。

○中川委員長

請求議員の皆さん今日はありがとうございました。この審査を通じて本質的な部分に踏み込みたいと思います。それに十分値する意見が皆さんから出たものと思います。

～請求者退席～

○中川委員長

今日は大変内容のある話が出ました。また課題も浮き彫りになったかと思う部分もありました。それでは、今後どのように進めていくか意見ををお願いします。

○伊勢委員

この意見書から請求者の気持ちが伝わったところですが、今までの経緯からすると審査する意味はあるのですか。

○中川委員長

委員長の立場で答えます。いろいろな意見はあるものと思いますが、指摘のとおり審査する必要があるのかが課題です。その必要があるのかないのか、その答えを議員あるいは市民に公開できるような審査会にしないといけないと思いますので、引き続き審査をします。

○伊勢委員

審査を続けるのであれば、審査請求者の話を踏まえて対象議員から意見を聞いて、かつ除雪についても当局から再度説明を聞いて、92条の2に関わる証明資料を提出してもらうのですか。

○中川委員長

先程話したとおり、なぜこのような課題を抱えているのか、それに解決策を議会全体で考えることは我々の良い仕事する意味でもあると思うので、それは必要だと判断しています。

○伊勢委員

それでは、次に誰を招致するのですか。

○鈴木委員

審査請求者を招致したので、対象議員も招致すると良いと思います。

○中川委員長

堀井委員いかがですか。

○堀井委員

良いと思います。

○藤原副委員長

同じく。

○中川委員長

それでは、対象議員を招致して資料の提示とご意見を確認すること。合わせて当局も担当部局を招致して、審査を進めたいと思いますがよろしいですか。

○堀井委員

今日聞いたことを論点整理して理解する。その上で次の方を招致して積み上げると確実に繋がっていくのではないか。最終的に、それら全体を包含して論点を絞り審査会の報告を探ると良いと思います。

○中川委員長

事務局にスケジュール案を準備してもらいましたので見てください。説明をお願いします。

○事務局次長

それでは説明します。前回、委員長から10日間隔でと指示がありましたので、今回は8月5日としています。翌週8月15日及び19日に市の行事がありますので、8月26日を第2回目とした案です。

○中川委員長

8月5日は鈴木委員に予定があるので8日にしてください。先程の意見で、今日の内容を論点整理してから次の方を招致することは必要だと思いますので、今回は会議を中心として、8月26日若しくは早い時期に当局と対象議員を同日に招致することは無理ですか。

○伊勢委員

良くないですか。

○中川委員長

鈴木委員、堀井委員いかがですか。

○堀井委員

聞く内容によると思います。今までの繰り返しであれば1時間で良いと思いますし、深く質疑するのであれば1時間は足りないと思います。対象議員に関しては、事前に提出資料を準備してもらい、それに補足的に質問する形にすれば効率的な会議になるかと思います。

○中川委員長

それでは、次回の際に今回の論点整理と、その次に向けた資料の提出或いは依頼をする事項等について検討します。その次は、その資料に基づいて審査を進めることとします。暫時休憩します。

～休憩～

○中川委員長

それでは再開します。8月は3回の会議を開催して3者を招致することとします。9月は委員で議論を詰めて90日以内に報告書を出すことにしたいので、8日と26日をこのままとして、22日～25日の間で1回開催することはいかがですか。

○伊勢委員

22日だと良いです。

○中川委員長

22日の午前中に1回入れてください。22日と26日に招致します。次回の8日に今日の論点の確認と、2者を招致するためにどのようなことが必要かを確認して、事前に資料を準備していただくような段取りをしたいと思います。

問題は今日の論点のまとめだと思うので、皆さんの意見を分かりやすいようにまとめる作業をしていただいて、次回は議論を深めたいと思います。ありがとうございました。

終了